

令和5年度 保育料徴収基準額表

階層区分		保育料（月額）			
		3号認定（0・1・2歳児クラス）			
		標準時間認定		短時間認定	
		基準額	半額	基準額	半額
A	生活保護世帯等	0			
B	市町村民税非課税世帯 ひとり親・障がい・その他				
C1	市町村民税均等割額のみ	12,500	6,200	12,300	6,100
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
C2	市町村民税所得割額5,000円未満	16,000	8,000	15,800	7,900
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
C3	5,000円以上48,600円未満	19,500	9,700	19,200	9,600
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
D1	48,600円以上60,700円未満	22,100	11,000	21,800	10,900
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
D2	60,700円以上72,800円未満	24,700	12,300	24,300	12,100
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
D3	72,800円以上77,101円未満	27,300	13,600	26,900	13,400
	ひとり親・障がい・その他	3,600	0	3,600	0
D4	77,101円以上	27,300	13,600	26,900	13,400
	84,900円未満				
D5	84,900円以上	30,000	15,000	29,500	14,700
	97,000円未満				
D6	97,000円以上	33,600	16,800	33,100	16,500
	115,000円未満				
D7	115,000円以上	37,200	18,600	36,600	18,300
	133,000円未満				
D8	133,000円以上	40,800	20,400	40,200	20,100
	151,000円未満				
D9	151,000円以上	44,500	22,200	43,800	21,900
	169,000円未満				
D10	169,000円以上	50,000	25,000	49,200	24,600
	213,000円未満				
D11	213,000円以上	55,500	27,700	54,600	27,300
	257,000円未満				
D12	257,000円以上	61,000	30,500	60,000	30,000
	301,000円未満				
D13	301,000円以上	67,300	33,600	66,200	33,100
	333,000円未満				
D14	333,000円以上	73,600	36,800	72,400	36,200
	365,000円未満				
D15	365,000円以上	80,000	40,000	78,700	39,300
	397,000円未満				
D16	397,000円以上	88,000	44,000	86,600	43,300
	430,000円未満				
D17	430,000円以上	96,000	48,000	94,400	47,200
	463,000円未満				
D18	463,000円以上	104,000	52,000	102,300	51,100

備考

- ・当年度4月1日現在の年齢により決定します。
- ・市町村民税所得割額の算出には、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除を適用しません。
- ・A、B階層を除き、同一世帯において小学校就学前子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。
- ・A、B階層を除き、市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯のうち、支給認定保護者と生計を一にする子が複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子から順に2人目以降の支給認定子ども（年度の初日の前日における年齢が3歳未満の者に限る。）は無料となります。
- ・次の各号のいずれかに該当する者に対して、寡婦（夫）控除があるものとみなし、保育料の再計算をします。（別途申請が必要）
 - （1）婚姻歴がなく、現在婚姻（事実婚含む。）状態にない母（生計を一にしている子の者に限る。）
 - （2）婚姻歴がなく、現在婚姻（事実婚含む。）状態にない父（生計を一にしている子があり、かつ、合計所得金額が50万円以下である者に限る。）